

## 副首都推進本部設置要綱新旧対照表

令和元年 8 月 21 日適用

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）</u>は、東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の確立に向け、副首都推進本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 本部は、「副首都・大阪」の確立に向け、次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 中長期的な取組み方向の検討に関すること。</p> <p>(2) 新たな大都市制度の再検討に関すること。</p> <p>(3) <u>府及び市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業など</u>いわゆる二重行政の解消に関すること。</p> <p>(4) その他大阪府知事（以下「知事」という。）と大阪市長（以下「市長」という。）が指定する事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>知事</u>をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>市長</u>をもって充てる。</p> <p>4 本部員は、副知事、副市長、<u>府市の関係部局長並びに第 7 条第 3 項に規定する事務局長及び事務局次長</u>をもって充てる。</p> <p>5 本部長又は副本部長は、必要があると認めるときは、<u>知事及び市長以外の執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員から選任した者を本部員として加えるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 4 条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。</p> <p>2 副本部長は、必要があると認めるときは、本部長に会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 前項の規定による招集の求めがあったときは、本部長は、会議を招集しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>大阪府、大阪市及び堺市（以下「関係団体」という。）</u>は、東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の確立に向け、副首都推進本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 本部は、「副首都・大阪」の確立に向け、次の事項を所掌する。</p> <p>(1) 中長期的な取組み方向の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>大阪府及び大阪市における新たな大都市制度の再検討に関すること。</u></p> <p>(3) <u>大阪府及び大阪市又は大阪府及び堺市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業など</u>いわゆる二重行政の解消に関すること。</p> <p>(4) その他大阪府知事、<u>大阪市長及び堺市長</u>が指定する事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>大阪府知事</u>をもって充てる。</p> <p>3 副本部長は、<u>大阪市長及び堺市長</u>をもって充てる。</p> <p>4 本部員は、<u>大阪府副知事、大阪市副市長、堺市副市長及び関係団体</u>の関係部局長並びに第 7 条第 3 項に規定する事務局長及び事務局次長をもって充てる。</p> <p>5 本部長又は副本部長は、必要があると認めるときは、<u>大阪府知事、大阪市長及び堺市長以外の執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員から選任した者を本部員として加えるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 4 条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。</p> <p>2 副本部長は、必要があると認めるときは、本部長に会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 前項の規定による招集の求めがあったときは、本部長は、会議を招集しなければならない。</p> <p>4 <u>本部長は、会議の協議事項が大阪府及び大阪市に関する事項又は大阪府及び堺市に関する事項のいずれかになる場合は、当該事項に係する副本部長及び本部員のみを招集して会議を開催するものとする。</u>  <u>ただし、第 2 条第 2 号に掲げる事項を除き、本部長は、本部の目的を達するため必要があると認めるときは、当該事項に係する副本部長</u></p>

4 本部長は、本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、副本部長と協議の上、府及び市の議会の議員、特別顧問及び特別参与（特別職非常勤職員就業等規則（平成 24 年大阪府規則第 287 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号並びに大阪市特別顧問及び特別参与の設置等に関する要綱に規定する特別顧問及び特別参与をいう。以下「特別顧問等」という。）並びに職員、府内の市町村の長、学識経験を有する者その他関係者に対し、会議への出席を求めるものとする。

5 会議は公開とする。

（指定都市都道府県調整会議）

第 5 条 第 2 条第 3 号に掲げる事項等府及び市の事務の処理について必要な協議を行うため会議を開催するときは、当該会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 21 の 2 第 1 項に規定する指定都市都道府県調整会議とする。

（費用の支弁の方法）

第 6 条 府及び市は協議の上、本部の運営に要する経費について、共同で負担するものとする。

（事務局）

第 7 条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局の事務は、副首都推進局が担う。

3 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

4 事務局長及び事務局次長は、本部長が指名する。

5 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

1 この改正要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、同月 1 日から適用する。

2 この改正要綱による改正後の副首都推進本部設置要綱について、副首都推進本部会議に

と協議の上、当該事項に関係しない副本部長及び本部員を招集して意見を述べさせることができる。

5 本部長は、本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、副本部長と協議の上、関係団体の議会の議員、特別顧問及び特別参与（特別職非常勤職員就業等規則（平成 24 年大阪府規則第 287 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号並びに大阪市特別顧問及び特別参与の設置等に関する要綱に規定する特別顧問及び特別参与をいう。以下「特別顧問等」という。）並びに職員、府内の市町村の長、学識経験を有する者その他関係者に対し、会議への出席を求めるものとする。

6 会議は公開とする。

（指定都市都道府県調整会議）

第 5 条 第 2 条第 3 号に掲げる事項等大阪府及び大阪市又は大阪府及び堺市の事務の処理について必要な協議を行うため会議を開催するときは、当該会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 21 の 2 第 1 項に規定する指定都市都道府県調整会議とする。

2 前項の会議について、協議事項が関係団体間で互いに関連する等本部長及び副本部長が適当と認める場合は、当該会議を同時に開催することができる。

ただし、大阪市及び堺市の事務の処理について協議が必要となった場合は、この条の規定による会議とは別で大阪市及び堺市において協議を行うものとする。

（費用の支弁の方法）

第 6 条 関係団体は協議の上、本部の運営に要する経費について、共同で負担するものとする。

（事務局）

第 7 条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局の事務は、大阪府・大阪市副首都推進局及び堺市市長公室が共同して担う。

3 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

4 事務局長及び事務局次長は、本部長が指名する。

5 事務局長は、本部長の命を受け局務を掌理し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

1 この改正要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、同月 1 日から適用する。

2 この改正要綱による改正後の副首都推進本部設置要綱について、副首都推進本部会議に

報告し、承認を得たときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 21 の 2 第 7 項の規定により指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項を定めたものとする。

報告し、承認を得たときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 21 の 2 第 7 項の規定により指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項を定めたものとする。

附 則

この改正要綱は、令和元年 8 月 21 日から施行する。